

土佐高等学校バドミントン部OB・OG会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は土佐高等学校バドミントン部OB・OG会と称する。

(目的)

第2条 本会は会員相互の連携と親睦を図るとともに、土佐中・高等学校バドミントン部との連携を密にし、その活動を支援することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 会員名簿の作成
- (2) 会員相互間の懇親
- (3) 会員と現役部員との交流
- (4) バドミントン部の活動支援
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な事業

第2章 会員

(会員資格)

第4条 本会は土佐高等学校バドミントン部に在籍した者であって、本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

- 2, 会員は届出により退会することができる。
- 3, 第5条に定める会費2ヶ年分を未納の場合、9月末日をもって本会を退会したものとみなす。

(会費)

第5条 本会の会費は、社会人にあたっては3千円、学生にあたっては2千円、事務局へ申告した浪人生は無料とする。

- 2, 会費は毎年度9月末日までに納入するものとする。

第3章 役員及び機関

(役員)

第6条 本会に以下の役員を置く。

会長：1名、副会長：2名、幹事長：1名、副幹事長：2名、
幹事：15名以内、監事：2名

(選任)

第7条 役員は総会の議決をもって選任する。

(任期)

第8条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2, 役員に欠員を生じた場合には、幹事会の決定により、随時これを補充する。この場合の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(その他の機関)

第9条 本会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2, 名誉会長及び顧問は、幹事会の同意を得て会長が選任する。

(役員の仕事)

第10条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2, 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3, 幹事長は会長、副会長を補佐するとともに、会務を執行する。
- 4, 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5, 幹事は会員の情報把握に努めるとともに、幹事長、副幹事長の職務を補佐する。
- 6, 監事は本会の事業及び財務を監査する。

第4章 会議

(総会)

第11条 総会は定期総会とし、毎年1回会長が召集する。但し、幹事会において必要と認められたときは、臨時総会を開催することができる。

- 2, 総会は以下の事項を協議し、決定する。但し、総会の議決をもって、その処理を幹事会に委任することができる。
 - ①会則の改正、②役員を選任、③予算及び決算、④その他幹事会で必要と認められた事項
- 3, 総会の議決は出席者の過半数をもって行い、可否同数の場合は、議長が決定する。
- 4, 総会の議長は、原則として会長が務める。
- 5, 総会の議事録は、議長が指名する書記が作成する。

(幹事会)

第12条 幹事会は会長が随時招集する。

- 2, 幹事会は以下の事項を協議し、決定する。
 - ①会務の遂行についての必要事項、②総会から処理を委任された事項、③その他会則において、幹事長及び幹事の職務とされている事項
- 3, その他幹事会の運営に関する事項は、前条の規定に準ずる。

第5章 会計

(収入)

第13条 本会の経費は、以下の収入をもって充てる。

- ①会費、②寄付金、③その他の収入

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

附則

- 1) この会則は、平成18年10月1日から施行する。
- 2) 事務局の所在地は会長の住所とする。
- 3) この会則は、平成23年5月30日から改正施行する。
- 4) この会則は、令和3年5月30日から改正施行する。
- 5) この会則は、令和4年6月5日から改正施行する。
- 6) この会則は、令和5年6月4日から改正施行する。